

広島県告示第四百六十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

山県郡北広島町

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和元年九月五日	午前二時～午後二時三〇分	北広島町役場芸北支所
令和元年九月六日	午前二時～午後二時三〇分	北広島町図書館（大朝文化センター）
令和元年九月九日	午前二時～午後二時三〇分	北広島町役場大朝支所
令和元年九月一〇日	午前二時～午後二時三〇分	広島市農協久保角支店
令和元年九月一日	午前二時～午後二時三〇分	北広島町役場豊平支所
令和元年九月二日	午前二時～午後二時三〇分	北広島町役場本庁

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和元年九月五日～ 令和二年三月二日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会